

「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」

ニュースレター 第13号

【第2回地域協議会結果報告】

- 開催日時：平成20年5月30日（金）15:30～17:30
- 開催場所：名古屋市中区三の丸 桜華会館
- 参加人数：66名（38機関）
- 議事内容：
 - 1) 第1回 東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会議事の確認
 - 2) 規約（改定案）
 - 3) 危機管理行動計画（第一版）のその後の動き
 - 4) 今後のスケジュール・進め方
 - 5) 伊勢湾台風50年に向けて
 - 6) その他
 - ・5月28日から始まった警報・注意報の改善について
 - ・高潮水防警報の新たな取り組み
 - ・木曽三川連合水防演習及び複合型防災訓練の実施結果



第2回地域協議会の様子

■第2回地域協議会開催にあたり



協議会開催にあたっての細見河川部長の挨拶

本協議会が設立され、危機管理行動計画を共有するに至ったのは、3年前にニューオリンズを襲ったハリケーン・カトリーナの自然災害によるものであり、ゼロメートル地帯の面積はほぼ同じ、そして3倍の人口密度を持つ濃尾平野で同じ被害が生じたらというところから協議会が立ち上がりました。

運営にあたっては、「DO SEE PLAN」の概念で計画ができましたがまだ未熟であり、PDCAサイクルの中でより実りある計画にするために皆様といっしょに議論していかなければいけないと思っております。

最近、ミャンマーのサイクロンや四川省の地震など大きな災害が相次いでおり、四川省の地震では天然ダムが35個できて、降雨で大変な対応をされているということで、一つの災害ではなくて、複数の災害に備えた危機管理行動計画あるいはそういう心構えをしていかなければなりません。

当地域は東海、東南海、南海地震が想定される中で、台風の強大さに備えなければいけません。今回の計画で想定しているスーパー伊勢湾台風のような甚大な自然外力に対してどのように行動すべきかについて、第一段として本年3月に策定しました危機管理行動計画（第1版）に盛り込みましたが、今後、よりよい計画にしていきたいと思います。

■第2回地域協議会の概要



冒頭の挨拶終了後、事務局より、第1回地域協議会の議事要旨、規約（改正案）について説明があり承認されました。また、今後のスケジュールや伊勢湾台風50年に向けた取り組みについての説明があり、三重県からの「広域にわたる災害時には県単独の対応では不十分」との発言に対する国の各機関からの災害時にどのような対応が出来るかの発言や東海ネーデルランド高潮・洪水地域に限定した被害想定ではなく全体の被害想定がないと動けないこと、支援援助の体制を確保するための法整備（東海地震等と同様に全国支援が行える法整備）など活発な議論が交わされました。

その他に5月28日から始まった警報・注意報の改善について、高潮水防警報の新たな取り組みについて、5月25日の木曽三川連合水防演習及び複合型防災訓練の実施結果についての報告がされました。

■今後の予定～「危機管理行動計画(第一版)」改善方針～

「危機管理行動計画（第一版）」改善方針

<全体改善方針>

- 体制、指揮系統、役割分担などを具体的に確認し合う。

<個別改善方針>

- フェーズ0～Iまでの対応の強化。

- ・高潮水防警報ネットワーク、情報共有システム

※フェーズ0（被災前）～I（被災～3日）で特に重要な、域内の情報を立体的に高速連携させるための情報共有サイトの具体的なしくみや、うちあげ高予測を利用した高潮水防警報の具体的な運用を定める。

- 復旧のためのルール作り

- ・各機関の災害対応能力や国の地方自治体への支援体制の把握・整理。

※各機関の所管施設整備状況、広域援助機能などの災害対応能力を把握・整理したうえで、対応策を改善。

- ・ワンストップ行政サービスの検討。

※災害発生後、各種行政機関が行う救助・救援・生活支援等に関する様々な情報・支援を、住民等がワンストップサービスで受けられるようなシステムの検討。

::危機管理行動計画(第一版)::



東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会

平成20年3月13日の第1回協議会にて
策定された「危機管理行動計画（第一版）」

「危機管理行動計画（第一版）」改善方針に基づき、作業部会を逐次開催。

改善した「危機管理行動計画（第二版）」については、平成21年の伊勢湾台風来襲50年目の節目に合わせ、広く周知するよう努めていく。

■東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会委員

【国の地方支分部局】

中部管区警察局、東海総合通信局、東海北陸厚生局、東海農政局、中部経済産業局、
中部近畿産業保安監督部、国土地理院中部地方測量部、中部地方整備局、中部運輸局、
名古屋地方気象台、第四管区海上保安本部、陸上自衛隊第10師団

【地方公共団体】

岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、海津市、養老町、津島市、稻沢市、愛西市、弥富市、
七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村、桑名市、木曽岬町、朝日町、川越町

【ライフライン管理者・施設管理者・指定公共機関等】

日本赤十字社愛知県支部、日本放送協会名古屋放送局、中日本高速道路(株)名古屋支社、
東海旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)※、名古屋鉄道(株)※、西日本電信電話(株)名古屋支店、東邦瓦斯(株)、
中部電力(株)、(株)NTTドコモ東海、中部地区ILC[®]-ガス連合会、名古屋港管理組合、四日市港管理組合
※第2回地域協議会にて新たに委員として承認された機関

【オブザーバー】

岐阜県警察本部、愛知県警察本部、三重県警察本部、東海商工会議所連合会、(社)中部経済連合会

計 50 機関

当ニュースレターに関して、ご意見・お気付きの点等がございましたら、下記のメールアドレスまでご連絡ください。
s852320@cbm.mlit.go.jp

協議会事務局（中部地方整備局河川部）
平成20年6月27日発行